

図-3.2.29(3) 文化財の指定状況

2) 埋蔵文化財包蔵地

鹿児島県立埋蔵文化財センターのウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」によると、西之表市には 137 箇所、中種子町には 127 箇所、南種子町には 83 箇所の遺跡が登録されています。

これによると、馬毛島には、「椎ノ木遺跡」、「馬毛島葉山王籠遺跡」及び「八重石遺跡」の 3 箇所の遺跡が登録されています。

また、「椎ノ木遺跡」、「馬毛島葉山王籠遺跡」及び「八重石遺跡」の他、「種子島縄文ロードマップ」による調査対象地域の主な埋蔵文化財を表-3.2.51 及び図-3.2.30 に示します。

表-3. 2. 51(1) 主な埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	主な時代
1	椎ノ木	西之表市馬毛島椎ノ木	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
2	馬毛島葉山王籠	西之表市馬毛島葉山 3-1	散布地、その他の墓	古墳時代, 中世
3	小浜貝塚	西之表市国上浦田	貝塚	縄文時代, 縄文時代 前期, 弥生時代, 古墳時代
4	大中峯	西之表市国上中目	散布地	旧石器時代
5	本城	西之表市榕城松島	散布地	縄文時代, 縄文時代 前期, 縄文時代 後期, 縄文時代 晩期, 古代, 中世, 近世
6	納曾	西之表市榕城納曾	散布地	縄文時代, 縄文時代 後期
7	下剥峯	西之表市現和庄司浦	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期, 縄文時代 前期, 弥生時代, 弥生時代 中期
8	泉原	西之表市現和下之町	散布地	弥生時代
9	田之脇	西之表市現和田之脇	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
10	上浅川	西之表市現和浅川	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末, 古墳時代
11	浅川牧Ⅰ	西之表市現和浅川	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期, 縄文時代 後期, 縄文時代 晩期
12	浅川牧Ⅱ	西之表市現和浅川	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期, 縄文時代 後期, 縄文時代 晩期
13	嶽ノ中野 B	西之表市住吉上能野	散布地	弥生時代, 古墳時代, 古代, 古代 平安
14	上能野貝塚	西之表市住吉上能野	貝塚	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
15	牧野 B	西之表市安城平山	散布地	縄文時代, 縄文時代 草創期
16	牧野	西之表市安城平山	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
17	二俣野	西之表市安城平山	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
18	仮屋園	西之表市安城平山	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
19	通利山	西之表市安城川脇	散布地	縄文時代
20	鬼ヶ野	西之表市安城上之町	散布地	縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期, 古墳時代
21	三本松	西之表市安城川脇	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
22	長迫	西之表市安城川脇	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
23	日守	西之表市安城川脇	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
24	二石	西之表市安城大野	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
25	東前平	西之表市安城大野	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
26	芦野	西之表市立山芦野	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 早期
27	奥ノ仁田	西之表市立山植松	散布地	縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期
28	中園 A	西之表市立山立山	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
29	中園 B	西之表市立山立山	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期, 近世

注：遺跡名は埋蔵文化財情報データベースに登録されている名称を示します。

「埋蔵文化財包蔵地」はその特性上未発見の場合があるため、今後このほかの「埋蔵文化財包蔵地」が発見される可能性があります。

出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」

(https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai_public/)

西之表市ウェブサイト「種子島縄文ロードマップ」

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kyoukuiinkai/shakaikyokuka/bunkazai/bunkazai/siseki/kannbannitirann/3072.html>)

「馬毛島埋葬址―鹿児島県西之表市馬毛島椎ノ木遺跡―」(昭和55年7月、西之表市教育委員会)

表-3. 2. 51(2) 主な埋蔵文化財

No.	遺跡名	所在地	種別	主な時代
30	三角山Ⅰ	中種子町砂中	散布地	縄文時代
31	三角山Ⅱ	中種子町砂中	散布地	縄文時代
32	三角山Ⅲ	中種子町納官砂中	散布地	縄文時代
33	三角山Ⅳ	中種子町納官砂中	散布地	縄文時代
34	園田	中種子町納官	散布地	縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期
35	大園	中種子町納官坂元・大園	集落跡	縄文時代, 縄文時代 前期, 縄文時代 後期, 縄文時代 晩期, 弥生時代, 弥生時代 中期, 中世
36	千草原	中種子町増田郡原・千草原	散布地	縄文時代, 縄文時代 前期
37	鳥ノ峯	中種子町増田中之町・鳥の峯	墓地	弥生時代, 古墳時代
38	苦浜貝塚	中種子町坂井屋久津・苦浜川	貝塚	縄文時代, 縄文時代 前期
39	輪之尾	中種子町田島輪之尾・嶽之山頭他	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
40	屋久津貝塚	中種子町坂井屋久津・西小牟礼	貝塚	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
41	大津保畑	中種子町坂井本村	散布地	縄文時代
42	立切 (立切地区)	中種子町坂井本村	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 早期
43	立切 (今平・清水地区)	中種子町坂井	散布地	縄文時代, 中世
44	立切 (大津保地区)	中種子町坂井本村	散布地	縄文時代
45	立切 (小園地区)	中種子町坂井本村	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 早期
46	塩屋阿嶽	中種子町坂井塩屋片白	散布地	弥生時代, 弥生時代 初頭～前期
47	藤平小田	南種子町島間藤平小田	集落跡	縄文時代, 縄文時代 後期, 中世
48	横峯C	南種子町島間横峯	散布地	旧石器時代, 縄文時代, 縄文時代 草創期, 縄文時代 早期
49	広田	南種子町平山奥浜渡他	墓地	縄文時代, 弥生時代, 古墳時代, 古代, 中世
50	一陣長崎鼻貝塚	南種子町中之下一陣	貝塚	縄文時代, 縄文時代 前期, 縄文時代 晩期
51	本村塚の峯	南種子町西之塚の峯	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
52	本村丸田	南種子町西之丸田	集落跡	縄文時代, 縄文時代 後期, 弥生時代, 弥生時代 後期～終末, 古代, 古代 平安
53	本村宇都	南種子町西之宇都	散布地	弥生時代, 弥生時代 後期～終末
54	銭亀	南種子町西之銭亀	散布地	縄文時代, 縄文時代 早期
55	八重石	西之表市馬毛島字八重石9-39外	散布地	旧石器時代

注：遺跡名は埋蔵文化財情報データベースに登録されている名称を示します。

「埋蔵文化財包蔵地」はその特性上未発見の場合があるため、今後このほかの「埋蔵文化財包蔵地」が発見される可能性があります。

出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」

(https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai_public/)

西之表市ウェブサイト「種子島縄文ロードマップ」

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kyoukuiinkai/shakaikyouikuka/bunkazai/bunkazai/siseki/kannbannitirann/3072.html>)

「馬毛島埋葬址―鹿児島県西之表市馬毛島椎ノ木遺跡―」(昭和55年7月、西之表市教育委員会)

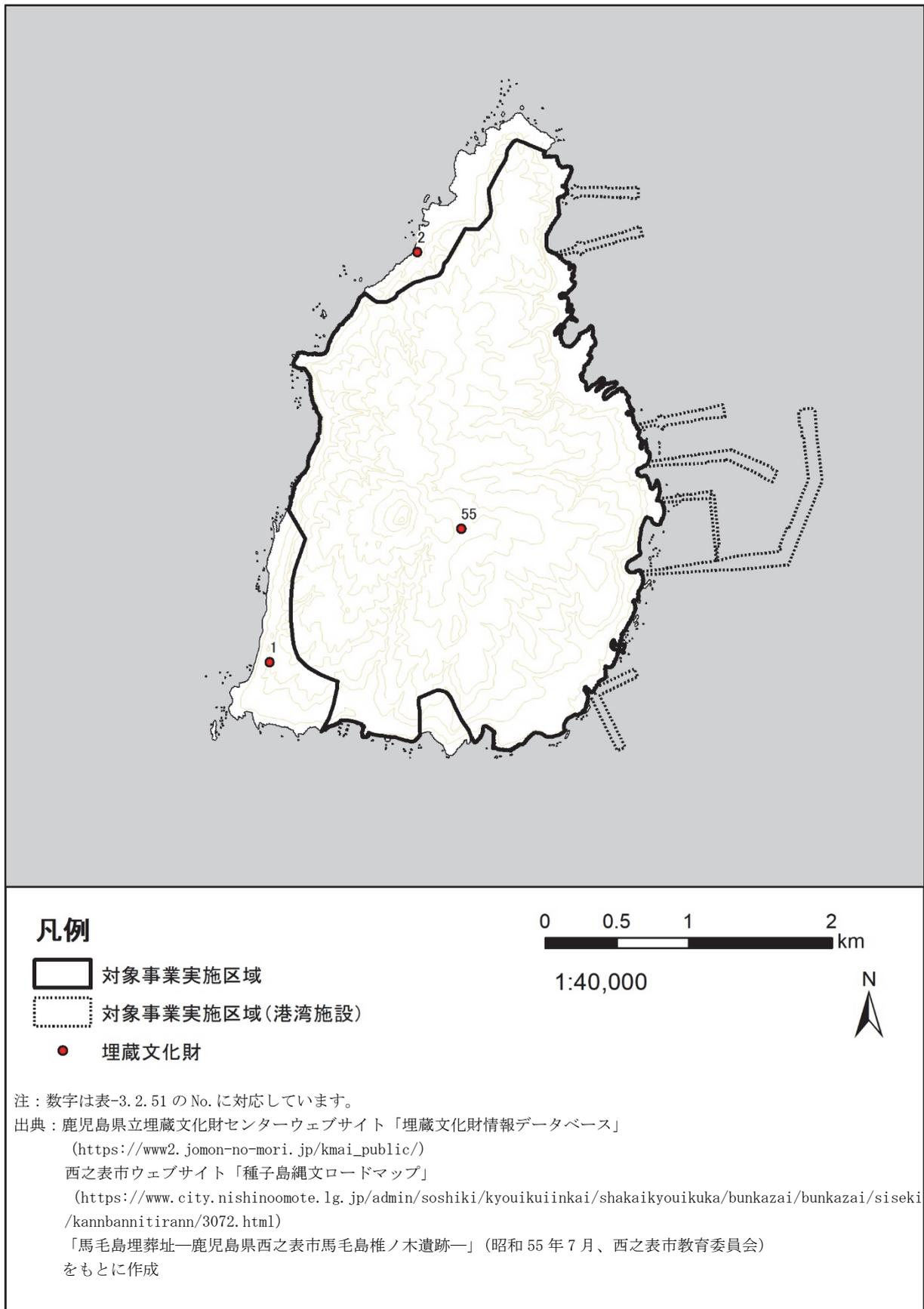


図-3.2.30(1) 主な埋蔵文化財

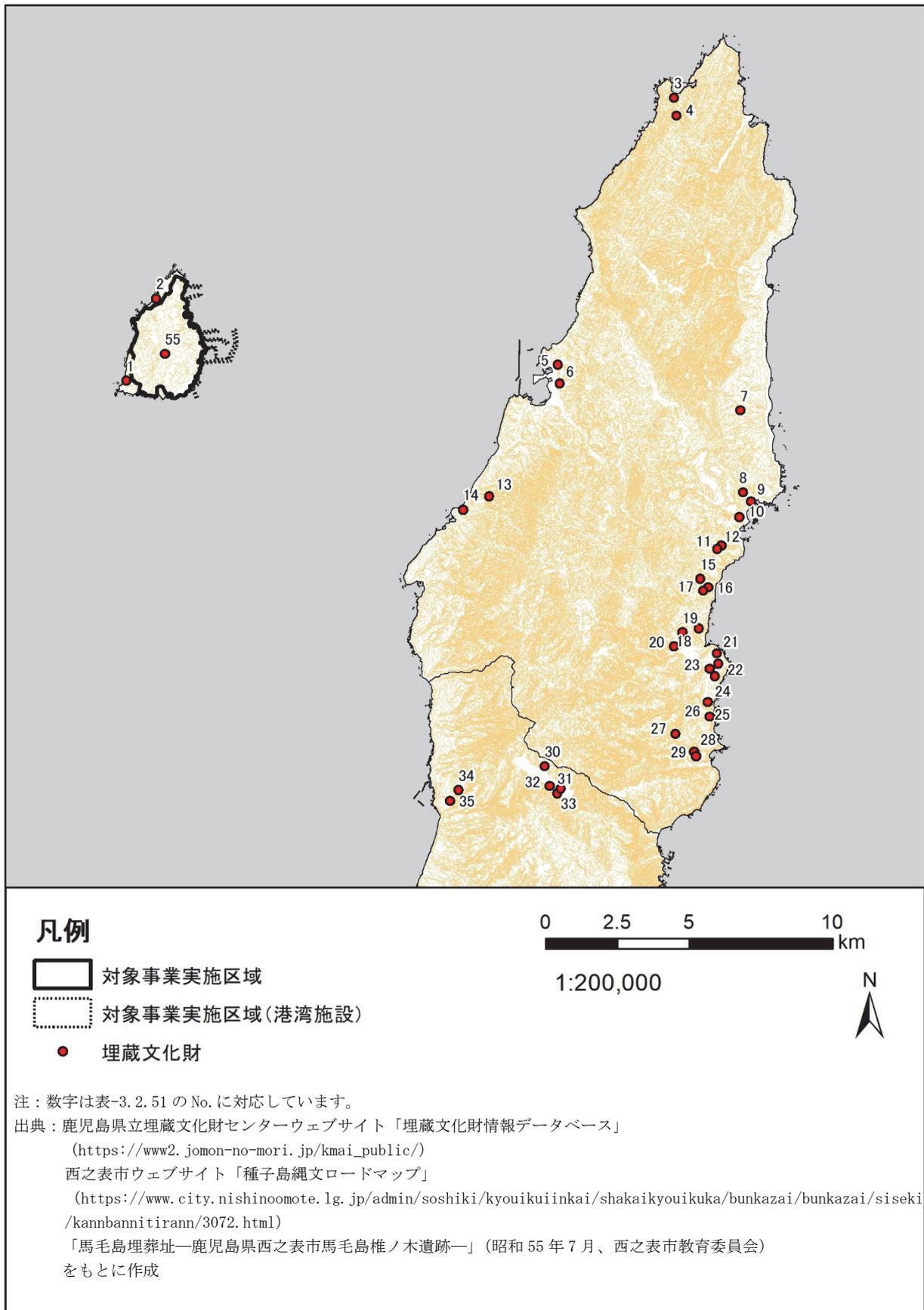
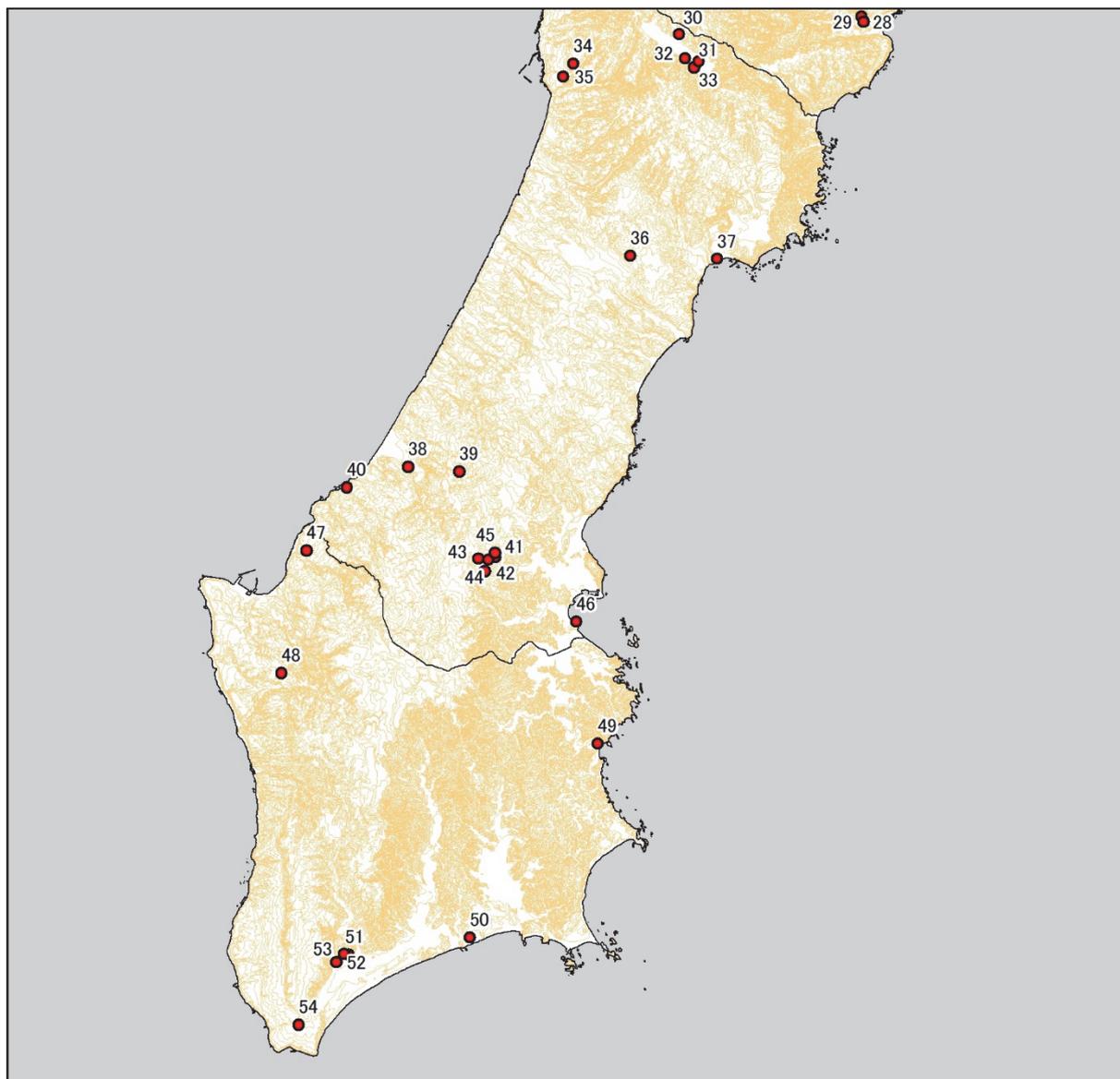


図-3.2.30(2) 主な埋蔵文化財



凡例

- 埋蔵文化財



1:200,000



注：数字は表-3.2.51のNo.に対応しています。

出典：鹿児島県立埋蔵文化財センターウェブサイト「埋蔵文化財情報データベース」

(https://www2.jomon-no-mori.jp/kmai_public/)

西之表市ウェブサイト「種子島縄文ロードマップ」

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/soshiki/kyoukuiinkai/shakaikyoukuka/bunkazai/bunkazai/siseki/kannbannitirann/3072.html>)

「馬毛島埋葬址―鹿児島県西之表市馬毛島椎ノ木遺跡―」（昭和55年7月、西之表市教育委員会）
をもとに作成

図-3.2.30(3) 主な埋蔵文化財

(5) その他の法令等による指定状況

1) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

災害防止に係る指定地域等の状況は、表-3.2.52 に示すとおりです。

表-3.2.52 災害防止に係る指定地域等の状況

災害防止に係る主な法令	指定内容	指定状況			
		西之表市 (馬毛島)	西之表市 (種子島)	中種子町	南種子町
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	○	○	○
砂防法 (明治 30 年 3 月 30 日法律第 29 号)	砂防指定地	×	○	○	○
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号)	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	○	○
地すべり等防止法 (昭和 33 年 3 月 31 日法律第 30 号)	地すべり防止区域	×	×	×	○

注：指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示します。

2) その他環境保全計画等

(a) 地域の環境基本計画等環境保全に係る方針

a) 環境基本計画

(ア) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県環境基本計画の概要は表-3. 2. 53 に示すとおりです。

表-3. 2. 53(1) 鹿児島県環境基本計画の概要

<p>【基本目標の考え方】 この計画は、中長期的な観点から、「かごしま未来創造ビジョン」に掲げられている、「豊かな自然との共生と地球環境の保全」を目指して、「自然と共生する地域社会づくり」、「地球環境を守る脱炭素社会づくり」、「再生可能エネルギーを活用した地域づくり」、「環境負荷が低減される循環型社会の形成」と基本目標（将来像）とします。</p>
<p>【計画の基本目標】</p> <p>○自然と共生する地域社会づくり 生物多様性や環境文化についての理解が深まり、県民の参加による自然環境の保全・再生と、地域活性化につながる持続可能な利用の取組が行われています。 人的要因による新たな種の絶滅や、新たな侵略的外来種の意図的な進入の防止が図られています。 屋久島に続き、奄美大島及び徳之島が世界自然遺産に登録され、適正な保全・管理を図りながら、奄美群島全体での持続可能な地域づくりが推進されています。 人々が憩い親しむ水辺環境や干潟に加え、野鳥、イルカ、オオウナギなど多種多様な野生生物が棲む錦江湾や池田湖の水環境が良好に保全されています。</p> <p>○地球環境を守る脱炭素社会づくり 県民、事業者、行政が一体となり、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減や気候変動の影響への適応など、脱炭素社会に向けた取組が積極的に進められています。 林業経営体をはじめ、森林ボランティア、企業等の多様な主体の連携の下、森林が適切に整備・保全されており、二酸化炭素を吸収するなどの多面的な機能が十分に発揮されています。</p> <p>○再生可能エネルギーを活用した地域づくり 自然環境に配慮しつつ、県内に存在する多様で豊かな資源を活用した再生可能エネルギーの導入が促進され、エネルギーの地産地消などが図られています。</p> <p>○環境負荷が低減される循環型社会の形成 従来の大量生産・大量廃棄型の社会の在り方やライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な使用、限られた資源を繰り返し使うことのできる物質循環の流れの確保など、環境への負荷をできる限り低減した、循環型社会が形成されています。 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルが更に促進されているとともに、産業廃棄物処理施設の整備及び産業廃棄物の適正処理が促進されています。</p>
<p>【施策の展開】</p> <p>1. 自然と共生する地域社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な自然環境の保全・活用 ・世界自然遺産の保全と持続可能な利用の推進 ・県民参加の森林づくりの推進 ・緑の空間の保全・整備 ・水辺空間の保全・整備 ・景観の形成 ・大気環境の保全 ・水・土壌環境の保全 ・騒音・振動、悪臭等の防止 ・海岸漂着物対策の推進 ・化学物質の環境安全管理 ・原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 <p>2. 地球環境を守る脱炭素社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化防止に向けた気運の醸成 ・温室効果ガス排出削減対策の推進 ・多様で健全な森林づくりの推進

表-3. 2. 53 (2) 鹿児島県環境基本計画の概要

【施策の展開】	
3. 再生可能エネルギーを活用した地域づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進 ・ 県民・事業者・行政が一体となった再生可能エネルギーの導入促進 ・ 再生可能エネルギーに関する理解や意識の向上 ・ 再生可能エネルギーの優先利用による温室効果ガスの排出抑制 ・ 地域資源の利用、再生可能エネルギーの企業・人材育成による雇用創出や地域の活性化 ・ 地域と共生した再生可能エネルギーの適正な事業実施 	
4. 環境負荷が低減される循環型社会の形成	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制・リサイクル等の促進 ・ 産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル及び処理施設整備の促進 ・ 産業廃棄物の適正処理の推進 	
5. 良好な環境を支える共通施策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境影響評価等の推進 ・ 調査研究・監視測定等の充実 ・ 公害紛争の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・環境学習の推進 ・ 環境情報の整備・国際協力等の推進 ・ 環境に配慮した事業活動等の促進
6. 環境保全に関する重点施策	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋久島環境文化村構想の推進 ・ 奄美群島自然共生プランの推進 ・ 鹿児島湾・池田湖の水質環境管理計画の推進 ・ 環境と調和した農業の推進 ・ かごしま生活排水処理構想の推進 ・ 屋久島 CO₂フリーの島づくりの推進 ・ 地球温暖化の防止に貢献する森林づくりの推進 ・ 地球環境を守るかごしま県民運動の推進 ・ 再生可能エネルギー導入の推進 ・ 環境共生住宅の普及促進 ・ ごみ減量化・リサイクルの推進 ・ 資源循環による持続可能な地域づくりの推進 ・ 環境教育等行動計画の推進 	

出典：鹿児島県ウェブサイト 「鹿児島県環境基本計画」(令和3年3月)

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/sougou/keikaku/kihonkeikaku/index2.html>)

(1) 西之表市環境基本計画

西之表市環境基本計画の概要は表-3.2.54 に示すとおりです。

表-3.2.54 西之表市環境基本計画の概要

<p>【目指す環境像】 豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて</p>
<p>【目指す環境像の実現に向けた基本方針と施策】</p> <ol style="list-style-type: none">1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）<ol style="list-style-type: none">(1) 豊かな自然をまもる<ul style="list-style-type: none">・山地自然地域（西之表市南部の中割地域等）を保全します。・里地自然地域（西之表市中央部の古田地域等）を保全します。・平地自然地域を保全します。・沿岸自然地域を保全します。(2) 生物多様性の保全<ul style="list-style-type: none">・自然を理解し、ふれあえる環境を確保します。・水辺環境を学び保全します。2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）<ol style="list-style-type: none">(1) 3Rの更なる推進<ul style="list-style-type: none">・3Rを推進し、循環型社会を構築します。・ごみは適切に分別します。・本市のリサイクルシステムを適切に利活用します。(2) 適正処理を進める<ul style="list-style-type: none">・ごみの適正処理を推進します。・不法投棄やごみの散乱等の迷惑行為を防止します。(3) 環境保全活動の促進<ul style="list-style-type: none">・事業活動における環境保全対策を推進します。・資源やエネルギーの効率的な利用に取り組みます。(4) 環境保全型産業の構築<ul style="list-style-type: none">・環境保全型農業を推進します。・産業全般に係る環境保全への取組を推進します（農業を除く）。3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）<ol style="list-style-type: none">(1) 地球環境をまもる<ul style="list-style-type: none">・温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化を防止します。・オゾン層保護のための取組を実施します。(2) 環境負荷の少ないエネルギーの利用<ul style="list-style-type: none">・環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）<ol style="list-style-type: none">(1) 水環境の保全<ul style="list-style-type: none">・適正な水環境の確保に努めます。・事業所における排水対策を実施します。・農業における水質汚濁対策を実施します（硝酸性窒素等の削減）。(2) 大気環境の保全<ul style="list-style-type: none">・悪臭発生の防止、低減に努めます。・大気汚染を防止します。・騒音の発生を防止します。(3) 快適環境の創造<ul style="list-style-type: none">・まちを清潔に、きれいに保ちます。・緑化を推進し、樹木の保存に努めます。・環境の多目的機能を活用し、より良い環境づくりに努めます。(4) 美しい景観の保存と創出<ul style="list-style-type: none">・美しい景観を保存するとともに、新たな景観の創出に努めます。・歴史的・文化的遺産を保全し、活用します。5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）<ol style="list-style-type: none">(1) 環境学習・教育体制の整備<ul style="list-style-type: none">・環境保全を担う人材を育成し、活用を推進します。・環境学習・教育の推進拠点の整備・活用を推進します。・学校における環境学習・教育を推進します。・家庭における環境学習・教育を推進します。(2) 環境情報の充実<ul style="list-style-type: none">・環境情報を充実させます。

出典：西之表市ウェブサイト 「西之表市環境基本計画」（平成30年3月）

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/17/nisihinoomotesaikankyoukihonnkeikaku.pdf>)

b) 緑の基本計画

(ア) 南種子町緑の基本計画

南種子町緑の基本計画の概要は表-3. 2. 55 に示すとおりです。

表-3. 2. 55 南種子町緑の基本計画の概要

基本方針	施策展開の基本方向
緑と海に囲まれたまち・南種子町を守る	1. 拠点となる緑環境の保全・活用 ①樹林地の保全・育成・活用 ②亜熱帯特有の植生の保全・活用 ③丘陵地の緑の保全 ④景観と生態系に配慮した田園の保全
	2. 歴史的拠点の保全・活用 ①門倉岬、前之浜海浜公園等拠点的公園・緑地の充実 ②歴史スポットのクローズアップと整備
	3. 川と海と緑のネットワークの充実 ①生態系に配慮した川と海と緑の保全 ②人と自然との共生に向けた川と海と緑のネットワーク
生活を元気で明るくする緑をつくる	4. 健康で快活な暮らしに寄与する緑の拠点の創出 ①ニーズの多様化に対応した特色ある公園づくり ②公園機能の再整理と墓の分散・リフレッシュ ③健康に寄与し、生きがいと福祉に寄与する公園の創出 ④公園のバリアフリー化 ⑤人を引きつけ、目を楽しませる花と緑の空間の創出 ⑥海岸線の魅力向上
	5. 身近な緑の創出と再生・活用 ①都市公園・ポケットパーク・まちかど広場の整備推進 ②身近なオープンスペースの確保
災害から町民を守る緑をつくる	6. 防災面に配慮した緑の整備 ①防風機能を有する樹木の保全と新たな樹木の育成 ②防災帯となる緑の保全と創出 ③土砂災害などの抑制に繋がる緑の保全・育成 ④災害時の利用を前提としたオープンスペースの確保
まちの明るさ、魅力がにじみ出る緑をつくる	7. 公共空間等の緑化による良好な都市環境の創出 ①街路樹による都市景観の向上 ②公共空間の緑化促進
	8. 南種子町ならではの緑の玄関口の整備 ①国道 58 号長谷地区の玄関づくり ②島間港の緑化 ③玄関口を結ぶ道路の緑化
人を引きつけ、もてなす緑をつくる	9. 民有地の緑のボリュームアップ ①住宅・商業地の緑化
	10. 緑化に向けた意識の高揚 ①緑化モデル事業の推進 ②学校教育における緑化活動の推進 ③緑化顕彰制度の充実 ④緑に関するイベント・PR の充実 ⑤緑の専門家の育成
花と緑あふれるまちをみんなで作る	11. パートナーシップによる緑のまちづくりの推進 ①住民・企業参加による公共の緑づくり ②緑のリサイクル事業の推進 ③緑化団体の企業の参画と活動の充実と支援 ④都市緑化基金の創設

出典：「緑の基本計画」（平成 16 年 3 月 南種子町）

c) 景観計画

(7) 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表-3.2.56 に示すとおり、4つのゾーン別に景観形成を図っています。

表-3.2.56 鹿児島県景観形成基本方針

ゾーン区分	景観形成の視点
桜島・錦江湾ゾーン	調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり
霧島ゾーン	高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり
屋久島ゾーン	世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり
奄美ゾーン	島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」（平成20年3月 鹿児島県）

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/documents/kihonhoushin.pdf>)

d) 地球温暖化対策実行計画

(7) 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画の概要は表-3.2.57 に示すとおりです。

表-3.2.57 鹿児島県地球温暖化対策実行計画の概要

【計画期間】 2018（平成 30）年度から 2030 年度までの 13 年間とし、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030 年度とする。
【目標】 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて 33%削減させることとする。
【取り組む施策】 ○産業部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・農業生産活動における排出抑制に関する支援や研究・開発・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○業務その他部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進・徹底的なエネルギー管理の促進・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○家庭部門 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・ライフスタイルの見直しに関する普及・啓発 ○運輸部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進 ・自動車の利用低減の取組促進 ・モーダルシフトの促進 ・公共交通機関や自転車の利用促進等 ・道路整備の促進 ・地産地消の促進 ・船舶版アイドリングストップの促進 ・バイオ燃料の普及促進 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○温室効果ガスの排出削減対策（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス） ・廃棄物の発生抑制等の取組促進 ・焼却施設における熱回収・発電の促進 ・環境に配慮した産業の育成 ・代替フロン等 4 ガスの適正な回収処理等の促進 ○温室効果ガスの吸収源対策 ・森林整備の推進 ・森林環境教育や木育の推進 ・森林整備等による吸収量の認証 ・県産材の利用促進 ・都市緑化等の推進 ○部門・分野横断的対策 ・地方公共団体の率先的取組 ・地球環境を守るかごしま県民運動の一層の展開 ・環境教育、環境学習の促進 ・県地球温暖化防止活動推進センターによる普及、啓発 ・屋久島 CO2 フリーの島づくりの促進 ・クールビズ・ウォームビズ等の促進 ・各種広報媒体の活用

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 3 月 鹿児島県）

(https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/bijyon/documents/1976_20180330143136-1.pdf)

e) 廃棄物処理計画

(7) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画の概要は表-3.2.58 に示すとおりです。

表-3.2.58 鹿児島県廃棄物処理計画の概要

<p>【計画の期間】 令和3年度から令和7年度までの5年間</p>	
<p>【計画の具体的目標】</p> <p>○一般廃棄物 令和7年度の総排出量目標値は、令和2年度推計値と比較して9.2%減である483千トンとする。</p> <p>○産業廃棄物 令和7年度の総排出量目標値は、令和2年度推計値からの現状維持となる8,170千トンとする。</p>	
<p>【主な施策】</p> <p>1. 一般廃棄物</p> <p>(1) 排出抑制、減量化、リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制の促進 ・再生素材等の利用促進 ・家電、小型家電リサイクルの促進 ・生ごみなどのリサイクルの促進 ・その他の品目のリサイクルの促進 ・食品ロスの削減 ・容器包装リサイクルの促進 ・自動車リサイクルの促進 ・食品リサイクルの促進 <p>(2) 廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの広域処理の促進 ・廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進 ・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底 <p>(3) 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の防止 ・市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言 ・地域環境衛生団体の育成 ・家電の適正処理 <p>(4) し尿処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設による処理の促進 ・浄化槽によるし尿処理の適正化 <p>(5) 普及啓発及び情報公開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発 ・情報公開の推進 <p>2. 産業廃棄物</p> <p>(1) 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出業者への指導 ・排出抑制・リサイクル用の取組への支援 ・食品リサイクルの推進 ・リサイクル製品の市場拡大 ・公共事業用におけるリサイクルの推進 ・資源循環関連企業の立地促進 <p>(2) 廃棄物処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内完結型の産業廃棄物処理の推進 ・安定型最終処分場の整備 ・中間処理施設の整備 ・管理型最終処分場の整備 <p>(3) 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者処理責任の原則の徹底 ・優良な処理業者の育成 ・不法投棄の撲滅 ・電子マニフェスト制度の普及 ・監視指導の徹底 ・県外産業廃棄物の適正管理 <p>(4) 普及啓発及び情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への普及啓発 ・情報公開の推進 <p>(5) その他個別取組項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物のふん尿 ・建設系産業廃棄物 ・PCB 廃棄物 ・農業用廃プラスチック類 ・焼酎粕 ・その他の特別管理産業廃棄物 <p>3. 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>4. 離島地域のリサイクルの推進</p> <p>5. 漂着ごみ対策</p> <p>6. 地域循環共生圏の構築</p> <p>7. プラスチックごみ削減の推進</p>	

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月 鹿児島県）

(https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/sanpai/singikai_index.html)

(6) 関係法令等による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲における、関係法令等による規制状況のまとめは表-3.2.59に示すとおりです。

表-3.2.59(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	規制内容	指定状況			
			(馬毛島) 西之表市	(種子島) 西之表市	中種子町	南種子町
環境基本法	騒音に係る環境基準	類型指定地域	×	○	○	×
	航空機騒音に係る環境基準	類型指定地域	×	×	×	×
公害防止	大気汚染防止法	ばい煙に係る排出基準	○	○	○	○
		総量規制基準	×	×	×	×
	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
		自動車騒音の限度（要請限度）	○	○	○	○
	鹿児島県公害防止条例	ばい煙に係る規制基準	○	○	○	○
		特定工場等の騒音に係る規制基準	○	○	○	○
	振動規制法	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
		道路交通振動の限度	×	○	○	×
	悪臭防止法 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	指定地域	×	○	○	○
	工業用水法	指定地域	×	×	×	×
	土壌汚染対策法	指定地域	×	×	×	×
	自然環境保全	自然公園法 鹿児島県立自然公園条例	自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）	×	×	×
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例		原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域	×	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		世界文化遺産、世界自然遺産	×	×	×	×
都市緑地法		緑地保全地区 特別緑地保全地区	×	×	×	×

表-3. 2. 59(2) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	規制内容	指定状況			
			(馬毛島) 西之表市	(種子島) 西之表市	中種子町	南種子町
自然環境保全	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録湿地	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
	水産資源保護法	保護水面	×	×	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
		臨港地区	×	○	×	×
	自然再生推進法	自然再生事業実施区域	×	×	×	×
	景観法	景観計画区域	×	×	×	×
	森林法	保安林	○	○	○	○
	国有林野の管理経営に関する法律 国有林野管理経営規程 保護林設定管理要領	保護林	×	○	×	×
海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	○
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○
		埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
災害防止	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	×	○
その他	都市計画法	用途地域	×	○	○	×
	国土利用計画法	森林地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	○	○	○	

3.2.8 その他対象飛行場設置等事業に関し必要な事項

(1) 廃棄物処理施設の状況

1) 一般廃棄物

調査対象地域の一般廃棄物処理施設、及び西之表市の一般廃棄物処理許可業者を表-3.2.60、表-3.2.61及び図-3.2.31に示します。調査対象地域には、7つの処理施設があり、西之表市には3つの処理業者が登録されています。

また、西之表市及び中種子町の一般廃棄物の排出量及び見込み量を表-3.2.62に示します。将来人口の減少予測に伴い、一般廃棄物の排出量も減少傾向にあることが予測されています。

表-3.2.60 一般廃棄物処理施設

	施設名称	所在地	処理内容	規模	備考
1	種子島清掃センター	西之表市西之表 17385番地2	ごみ焼却施設	22t/日	・24時間連続運転 ・発生した熱を施設の冷暖房や温水に利用
			リサイクル施設	7t/日	・不燃ごみ、粗大ごみ、布団・絨毯等の処理 (解体・切断・破碎等) ・不燃物、可燃物、資源物、有価物に分類
			最終処分場	8,000 m ³ × 3区画	・管理型最終処分場 ・焼却灰、焼却残渣、不燃ごみ(安定品目)等
			浸出水処理施設	8m ³ /日	・最終処分場の浸出水を処理 ・焼却時の冷却水として使用し、場外へ出さない
2	中種子清掃センター	熊毛郡中種子町野間 15192番地	-	300 m ²	・中種子町の一般廃棄物保管施設 ・不燃ごみやPETボトルの中間処理も行う
3	松原山剪定木くず等仮置場	熊毛郡中種子町野間松原	-	-	・木の枝や草類のみ
4	南種子町清掃センター	熊毛郡南種子町中 之下1871-75	ごみ焼却施設	11t/日	・可燃ごみ
5	南種子町リサイクルセンター	熊毛郡南種子町中 之下1729-1	リサイクル施設	-	・資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
6	南種子町堆肥センター	熊毛郡南種子町西 之2646-1	-	-	・生ごみ、剪定枝
7	南種子町管理型最終処分場	熊毛郡南種子町中 之下1779	最終処分場	6,100 m ³	・クローズド型埋立処分場 ・最終処分場の浸出水も処理

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度）」（令和4年4月 環境省 環境再生・資源循環局）
「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成30年3月 種子島地区広域事務組合、西之表市・中種子町）
西之表市ウェブサイト「種子島清掃センターのひろば」
(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/kurashi/gomi/5034.html>)
中種子町ウェブサイト「松原山せん定木仮置場」
(<https://town.nakatane.kagoshima.jp/koho/kurashi/gomi/matubarayama/karioki.html>)

表-3.2.61 一般廃棄物処理許可業者

No.	名称	住所又は本店所在地
1	有限会社西之表清掃社	西之表市西町7068番地1
2	有限会社宮里清掃社	西之表市西之表14934番地3
3	有限会社種子島環境整備	西之表市西之表10238番地3

出典：西之表市ウェブサイト「一般廃棄物処理業等の許可業者について」
(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/kurashi/gomi/4801.html>)

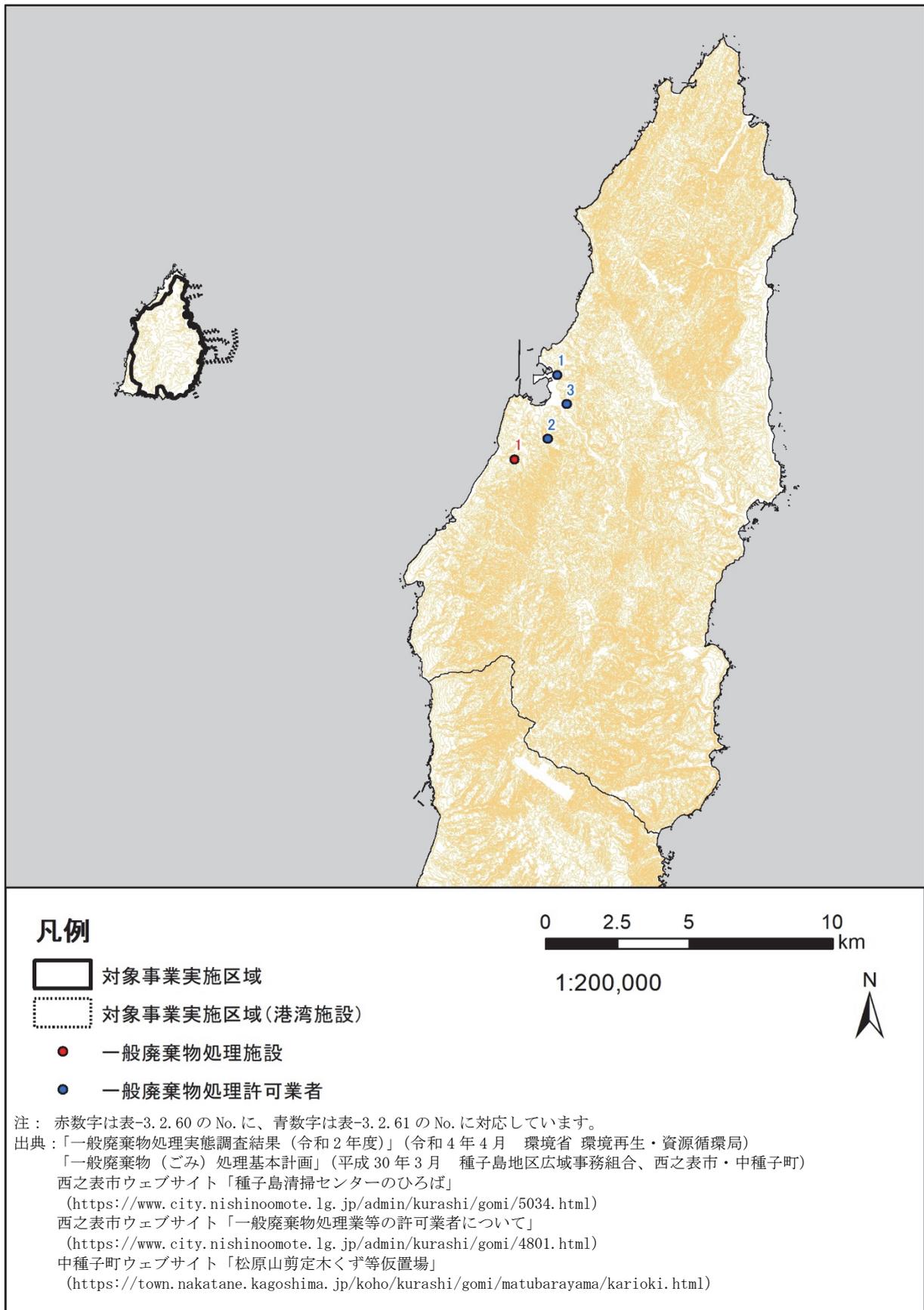
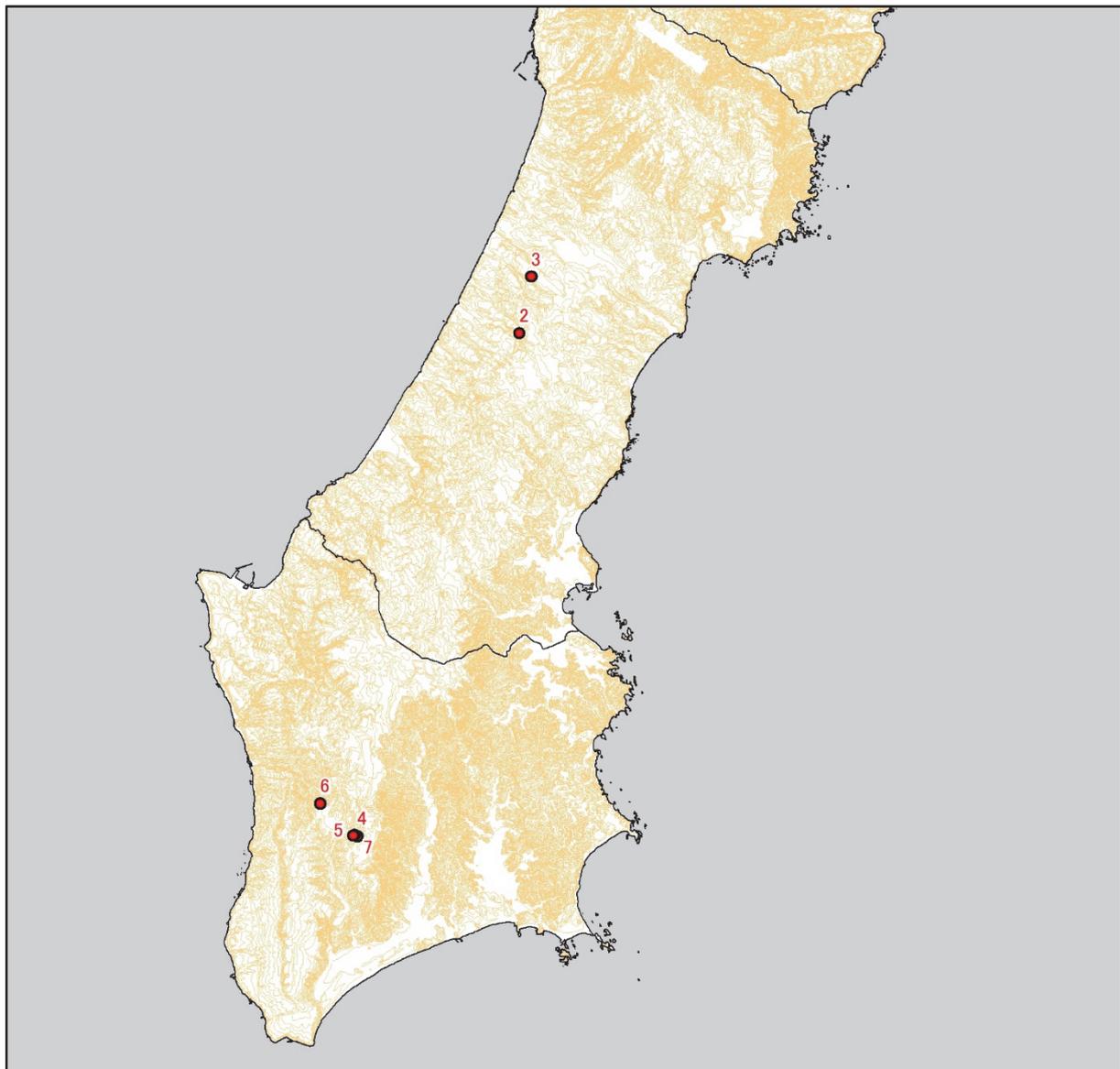


図-3.2.31(1) 一般廃棄物処理施設及び許可業者



凡例

- 一般廃棄物処理施設



1:200,000



注：赤数字は表-3.2.60のNo.に対応しています。

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果（令和2年度）」（令和4年4月 環境省 環境再生・資源循環局）
「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成30年3月 種子島地区広域事務組合、西之表市・中種子町）
西之表市ウェブサイト「種子島清掃センターのひろば」
(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/kurashi/gomi/5034.html>)
西之表市ウェブサイト「一般廃棄物処理業等の許可業者について」
(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/admin/kurashi/gomi/4801.html>)
中種子町ウェブサイト「松原山剪定木くず等仮置場」
(<https://town.nakatane.kagoshima.jp/koho/kurashi/gomi/matubarayama/karioki.html>)

図-3.2.31(2) 一般廃棄物処理施設及び許可業者

表-3.2.62 一般廃棄物の排出量及び見込み量

区分	西之表市					中種子町				
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
将来予測人口(人)	15,112	14,894	14,675	14,452	14,229	7,857	7,748	7,639	7,527	7,414
一般廃棄物総量(kg)	3,487,889	3,448,708	3,408,969	3,367,970	3,326,638	1,575,967	1,551,172	1,526,459	1,501,231	1,475,888
可燃ごみ(kg)	2,938,000	2,923,445	2,907,877	2,890,691	2,872,672	1,322,276	1,296,956	1,271,832	1,246,408	1,221,021
不燃ごみ(kg)	113,583	100,458	87,664	75,186	63,052	62,286	67,414	72,374	77,134	81,710
粗大ごみ(kg)	101,448	101,867	102,223	102,496	102,712	25,948	27,403	28,806	30,147	31,431
資源ごみ(kg)	334,857	322,938	311,205	299,597	288,202	165,457	159,399	153,447	147,542	141,726
無色透明びん(kg)	45,303	47,278	49,173	50,976	52,700	22,924	23,479	24,010	24,506	24,974
茶色びん(kg)	59,303	60,190	61,023	61,786	62,498	22,386	22,220	22,050	21,868	21,679
その他のびん(kg)	8,164	7,400	6,654	5,926	5,217	5,256	5,550	5,834	6,105	6,364
スチール缶(kg)	9,144	8,471	7,814	7,170	6,543	4,743	4,677	4,611	4,544	4,475
アルミ缶(kg)	22,192	22,502	22,792	23,057	23,303	10,969	11,061	11,145	11,219	11,284
ペットボトル(kg)	25,792	25,308	24,826	24,340	23,857	9,962	9,754	9,549	9,342	9,136
発泡スチロール(kg)	2,935	2,699	2,469	2,243	2,024	268	247	227	207	187
白色トレイ(kg)	1,557	1,519	1,483	1,446	1,410	612	592	573	554	535
乾電池類・蛍光管類・体温計・廃食油(kg)	6,078	6,316	6,544	6,760	6,967	2,763	2,583	2,407	2,234	2,064
古紙(kg)	154,389	141,254	128,429	115,892	103,683	85,575	79,235	73,041	66,964	61,028

注1：排出量は、過去の実績をもとに一般廃棄物1人1日当たりの排出量(g/人・日)を推計した上で、将来予測人口を乗じて予測。

注2：住民団体による集団回収量、事業者用による資源回収量、西之表市、中種子町がそれぞれの旧不燃物埋立地で受け入れる剪定枝、伐採木、草、竹の量は含まない。

注3：小数点以下を四捨五入している数値を記載しているため、合計と内訳は一致しないことがある。

出典：「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 平成30年度(2018年度)～2022年度」(平成30年3月 種子島地区広域事務組合、西之表市・中種子町)

2) 産業廃棄物

調査対象地域の産業廃棄物処分許可業者を表-3.2.63及び図-3.2.32に示します。調査対象地域には、5つの中間処理業者と1つの最終処分業者が登録されています。

表-3.2.63 産業廃棄物処分許可業者

No.	名称	住所又は本店所在地	処理内容	認可番号	認可年月日 有効期限
1	有限会社種子島クリーン産業	西之表市西之表 16950 番地 1	中間処理 (破砕) 中間処理 (焼却)	04622074073	2020/12/20 2025/12/19
2	春田久男	西之表市西之表 7730 番地 市住 32-17	中間処理 (圧縮・破砕)	04622052128	2016/3/30 2021/3/29
3	東建設工業株式会社	西之表市西之表 10230 番地	中間処理 (破砕) 中間処理 (焼却)	04621056888	2019/10/1 2024/9/30
4	種子島ティーエムイーエス株式会社	中種子町増田 2710 番地 156	最終処分 (安定型埋め立て)	04633163653	2021/12/12 2026/12/11
5	有限会社上浦産業	南種子町荖永 5741 番地 28	中間処理 (破砕)	04621063616	2019/8/30 2024/8/29
6	有限会社上浦重建工業	南種子町荖永 169 番地の 1	中間処理 (破砕) 中間処理 (焼却)	04625055734	2018/11/19 2023/11/18

注：令和4年3月31日現在。

出典：鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/meibo/list-s.html>)